

# 境港市議会基本条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 目的（第1条）

#### 第2章 議会及び議員の責務（第2条－第8条）

#### 第3章 市民との関係（第9条－第12条）

#### 第4章 市長等との関係（第13条－第16条）

#### 第5章 議会機能の強化（第17条－第23条）

#### 第6章 議員定数及び議員報酬（第24条－第26条）

#### 第7章 最高規範性（第27条）

#### 第8章 補則（第28条・第29条）

### 附則

市民から直接選挙で選ばれた議員で構成され、市民の意思を代表する議決機関である市議会の役割と責務は、地方分権の進展に伴い、ますます大きく重いものとなっています。

そのために市議会は、二元代表制のもと市長その他の執行機関との緊張ある関係を保ちながら、広く市民との意見交換の場を拡充するなど市民にひらかれた議会活動を強め、また、議員同士の議論を活発にして政策形成及び行政のチェックという二つの機能を充実しなければなりません。

三方が海に面し、北東アジアに向かって開かれた豊かな自然環境とこの地域の特性をいかして、市民誰もが「境港市民で良かった」と思える、豊かで潤いのある境港市を創りたい。これが境港市議会議員の共通の思いです。

境港市議会は、この実現のために全力を挙げることを決意し、議会活動及び議員活動の最高規範として、この条例を制定します。

## 第1章 目的

### （目的）

第1条 この条例は、境港市議会（以下「議会」といいます。）の基本理念、活動原則並びに議会及び議員に関する基本事項を定めることにより、議会活動の活性化を図り、市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とします。

## 第2章 議会及び議員の責務

### （議会の責務及び役割）

第2条 議会は、市民の意思を代表する議決機関であることから、市民の意見の的確な把握及び活発な議論を通じて、政策立案及び政策提言（以下「政策形成」といいます。）並びに行政のチェックという二つの責務を果たさなければなりません。

(情報公開)

第3条 議会は、情報の公開に努め、公正で透明性のある活動を進めなければなりません。

(説明責任)

第4条 議会は、議会運営、審議内容及び議決結果について、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。

(議員の責務及び役割)

第5条 議員は、議会が言論の府であることを深く自覚し、議員相互の活発な議論に努めなければなりません。

2 議員は、自らの資質の向上、政策形成能力を高めるために、不断の研さん及び調査研究に努めなければなりません。

3 議員は、多様な市民の意見及び実態の把握に努めるとともに、市民全体の福利の向上を目指して活動するものとします。

(危機管理)

第6条 議会は、大規模災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、日頃から市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）と連携し、総合的で機動的な危機管理体制の整備に努めるものとします。

2 大規模災害等の不測の事態の発生にあっては、議員は地域で必要な災害時支援に可能な限り参加するとともに、被災状況、市民の意見及び要望を把握し、必要に応じて関係機関に伝達するものとします。

3 前項の統一かつ効果的な対処のために、議会及び議員は、協議及び調整を行う場を設置するものとします。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができるものとします。

2 会派は、議会運営及び政策形成に関し、必要に応じて会派間の協議を行い、合意形成に努めるものとします。

3 議会は、その運営において、会派に属さない議員の意見も尊重するものとします。

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。

### 第3章 市民との関係

(会議の公開)

第9条 議会は、本会議のほか全ての会議を原則公開とします。

(市民参加)

第10条 議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実に努めるものとします。

2 議会は、審議事項に関する市民意見及び専門的知見の把握のため、必要に応じて公聴会の開催及び参考人の招致を行うものとします。

3 請願及び陳情は、市政への市民参加の重要な場として、適切かつ誠実に取り扱い、必要に応じて意見陳述の機会を設けるものとします。

(意見交換会)

第11条 議会は、市民意見の把握、議会報告等のため、多様な形で市民との意見交換会を適時開催するものとします。

(議会広報)

第12条 議会は、多様な手段を活用して議会活動を市民に周知し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報に努めるものとします。

#### 第4章 市長等との関係

(緊張関係の保持)

第13条 議会及び議員と市長等との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえて、緊張ある関係を保持しなければなりません。

(論点の明確化)

第14条 議員は、論点及び争点を明確にするため、本会議における質疑及び質問を、一問一答方式で行うことができるものとします。

2 市長等及びその補助機関である職員は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、その趣旨、内容、背景等を確認することができるものとします。

(重要政策等の説明及び審議等)

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要政策等」といいます。）について、次に掲げる事項の説明及び資料の提出を求めることができるものとします。

- (1) その実施を必要とする背景、目的及び効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 政策形成過程での市民参加の有無及びその内容
- (4) 総合計画又はその他の計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の重要政策等の提案を受けた時には、審議等に当たって立案及び執行における論点及び争点を明らかにするものとします。

3 議会は、予算及び決算の審議等に当たっては、市長等に対し、必要に応じて第1項の規定に準じた施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を求めるものとします。

(議決事件の追加)

第16条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、

必要な事項を議決事件として追加することができるものとします。

2 前項の規定により追加する事項については、別に条例で定めます。

## 第5章 議会機能の強化

(議員間討議及び合意形成)

第17条 議会は、議会の機能を発揮するため、議員相互間の自由討議を促進し、議会としての合意形成に努めるものとします。

(議会改革の推進)

第18条 議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、さらなる議会改革を継続し推進するものとします。

(調査研究機関の設置)

第19条 議会は、市政の課題に関する調査及び検討のため、必要に応じて専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置するものとします。

(議員研修)

第20条 議会は、議員の政策形成能力の向上を図るため、さまざまな機会を捉え、議員研修を実施するものとします。

(議会事務局の強化)

第21条 議会は、議会の政策形成能力の向上及び議会の円滑かつ効率的な運営のため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めるものとします。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとします。

(予算の確保)

第23条 議会は、円滑な議会運営、議会活動及び議員活動の充実に努めるために、必要な予算の確保に努めるものとします。

## 第6章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第24条 議員定数は、議会機能の確保、強化という観点に立ち、市政の現状、将来見通し、市民の意見などを総合的に判断し、決定するものとします。

2 議員定数は、別に条例で定めます。

(議員報酬)

第25条 議員報酬の改定は、本市の財政状況、将来見通し、社会経済情勢、市民の意見などを総合的に判断し、決定するものとします。

2 議員報酬は、別に条例で定めます。

(政務活動費)

第26条 会派及び議員は、交付される政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究及び活動を積極的に行うものとします。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、説明責任を果たさなければならま

せん。

3 政務活動費の交付は、別に条例で定めるものとします。

#### 第7章 最高規範性

(最高規範性)

第27条 この条例は、議会における最高規範となるものです。

2 議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。

3 議会は、議員にこの条例の理念と内容について、議員の任期開始後速やかに研修を行わなければなりません。

#### 第8章 補則

(条例の見直し)

第28条 議会は、一般選挙を経た任期開始後2年をめぐり、条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づき、必要に応じてこの条例の見直しなど適切な措置を講じなければなりません。

2 検証と見直しにあたっては、市民の意見を聴く機会の確保に努めるものとします。

3 議会は、第1項の規定に関わらず必要と認めるときには、この条例の見直しなどを行うものとします。

(その他)

第29条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定めるものとします。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。